

○射水市児童福祉施設等補助金交付要綱

平成17年11月1日

告示第27号

改正 平成18年7月3日告示第119号

平成19年5月7日告示第113号

平成19年12月17日告示第203号

平成20年1月1日告示第2号

平成21年11月2日告示第166号

平成23年4月1日告示第55号

平成23年4月1日告示第104号

平成24年7月17日告示第162号

平成25年10月1日告示第174号

平成26年3月31日告示第63号

平成27年3月31日告示第88号

平成27年4月1日告示第99号

平成28年11月30日告示第244号

(趣旨)

第1条 この要綱は、射水市補助金等交付規則(平成17年射水市規則第28号。以下「規則」という。)第17条の規定に基づき、射水市児童福祉施設等補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「児童福祉施設等」とは、次に掲げる施設で、国又は地方公共団体以外が設置しているものをいう。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育園」という。)

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。)

(3) 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という。)

(補助金の対象事業)

第3条 市長は、児童福祉施設等の振興を図るため、児童福祉施設等の設置者が行う次に掲げる事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

- (1) 保育園又は認定こども園(以下「保育園等」という。)が実施する延長保育事業
- (2) 保育園等又は幼稚園が実施する一時預かり事業
- (3) 保育園等が実施する心身障害児保育事業
- (4) 保育園等が実施するすこやか保育事業
- (5) 保育園等が実施する年度途中入所促進事業
- (6) 保育園等が実施する病児保育事業
- (7) 保育園等が実施する食物アレルギー対応特別給食提供事業
- (8) 保育園等が実施する乳児保育保健対策事業
- (9) 保育園等の新築、改築、増築(保育に必要と認める施設の増築に限る。)又は大規模修繕等をするための事業(以下「施設整備事業」という。)
- (10) 保育園等の修繕又は増築をするための事業(前号に該当するものを除く。以下「施設修繕等事業」という。)
- (11) 保育園等が実施する施設耐震診断事業
- (12) 保育園等が独立行政法人福祉医療機構からの借入金に係る利子(延滞金を除く。)の支払に充てるための事業(以下「償還金利子支払事業」という。)
- (13) 保育園等が独立行政法人福祉医療機構からの借入金に係る元金の支払に充てるための事業(以下「償還金元金支払事業」という。)
- (14) 保育園等が実施する児童及び職員の健康管理事業(以下「健康管理事業」という。)

(補助金の額又は補助率)

第4条 前条に掲げる事業に対する補助金の額又は補助率は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に事業計画書(様式第1号)及び収支予算書(様式第2号)その他市長が必要と認める書類を添えて、市長の指定する期日までに行わなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、規則第5条第3項に規定する補助金等交付決定通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査により補助金の交付を不相当と認めるときは、不交付の決定をし、その旨を通知するものとする。

(事業状況報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)に関し、市長から状況報告を求められたときは、指定の期日までに報告しなければならない。

(変更等の承認申請)

第8条 補助事業者は、事業計画の変更等の承認を受けようとするときは、規則第10条第1項に規定する補助事業等変更(中止・廃止)承認申請書により申請し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、規則第12条に規定する補助事業実績報告書に事業報告書(様式第3号)及び収支決算書(様式第4号)を添えて、市長の指定する期日までに報告しなければならない。

(補助金額の確定通知)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があり、第6条に規定する認定をしたときは、補助金額を確定し、規則第13条に規定する補助金等確定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

(帳簿等の備付け)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿又は証拠書類を整理し、当該補助事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の新湊市児童福祉施設等実施事業補助金交付要綱、小杉町児童福祉施設補助金交付要綱(昭和52年小杉町告示第5号)又は大島町児童福祉施設補助金交付要綱(平成16年大島町要綱第7号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年7月3日告示第119号)

この告示は、公表の日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則(平成19年5月7日告示第113号)

この告示は、公表の日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則(平成19年12月17日告示第203号)

この告示は、公表の日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則(平成20年1月1日告示第2号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年11月2日告示第166号)

この告示は、公表の日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則(平成23年4月1日告示第55号)

この告示は、公表の日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則(平成23年4月1日告示第104号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成24年7月17日告示第162号)

この告示は、公表の日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則(平成25年10月1日告示第174号)

この告示は、公表の日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則(平成26年3月31日告示第63号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日告示第88号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日告示第99号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成28年11月30日告示第244号)

この告示は、公表の日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

別表(第4条関係)

事業区分	補助額又は補助率
延長保育事業	国庫交付金又は国等補助金対象事業で市長が定める額とする。
一時預かり事業	
心身障害児保育事業	
すこやか保育事業	

年度途中入所促進事業	
病児保育事業	
食物アレルギー対応特別給食提供事業	
乳児保育保健対策事業	市長が定める額とする。
施設整備事業	<p>国庫交付金又は民間補助金対象事業</p> <p>1 国庫交付金対象事業の場合は、当該国庫交付金の額の2分の1の額とする。</p> <p>2 上記1に掲げる補助金とは別に市単独の上乗せ分として補助する補助金の額又は補助率は次のとおりとする。</p> <p>(1) 国庫交付金対象事業で、市立保育園の移管を受けて新たに施設整備を行う場合は、当該国庫交付金の額の5分の3以内の額とする。</p> <p>(2) 国庫交付金対象事業で、市立保育園の既存園舎を活用した移管を受けて大規模修繕等を行う場合は、移管後3年間に限り、当該国庫交付金の額の4分の1以内の額とする。</p> <p>(3) 国庫交付金対象事業で、既存施設の現在定員の増員を図るための整備を行う場合は、当該国庫交付金の額の2分の1以内の額とする。</p> <p>(4) 国庫交付金対象事業で、社会福祉法人が設置する施設について平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」を準用し改築整備を行う場合は、当該国庫交付金の額の5分の3以内の額とする。</p> <p>(5) 民間補助金対象事業の場合は、当該民間補助金の補助率に応じ市長が定める額とする。</p> <p>3 市長が上記2に掲げる補助金の交付に替え、債務を負担する場合において、その負担する額は次のとおりとし、借入金に係る償還する額は年度毎に交付するものとする。ただし、償還期間は20年以内とする。</p> <p>(1) 上記2の(1)に掲げる場合は、当該国庫交付金の額の5分の3</p>

	<p>以内の額を算定基準とした借入金に係る元金及び利子の範囲内の額とする。</p> <p>(2) 上記2の(2)に掲げる場合は、移管後3年間に限り、当該国庫交付金の額の4分の1以内の額を算定基準とした借入金に係る元金及び利子の範囲内の額とする。</p> <p>(3) 上記2の(3)に掲げる場合は、当該国庫交付金の2分の1以内の額を算定基準とした借入金に係る元金及び利子の範囲内の額とする。</p> <p>(4) 上記2の(4)に掲げる場合は、当該国庫交付金の額の5分の3以内の額を算定基準とした借入金に係る元金及び利子の範囲内の額とする。</p> <p>(5) 上記2の(5)に掲げる場合は、当該民間補助金の割合に応じ市長が定める額を算定基準とした借入金に係る元金及び利子の範囲内の額とする。</p>
施設修繕等事業	<p>市長が200万円以上500万円未満の範囲内で定める額の3分の1以内の額とする。</p>
施設耐震診断事業	<p>国庫補助金対象事業で、射水市建築物耐震改修事業等補助金交付要綱(平成22年射水市告示第12号。以下「耐震要綱」という。)第3条の表に規定する建築物耐震改修事業の建築物(住宅以外の建築物で、公共性が高く、市長が認めるものに限る。)の耐震診断を実施する場合、次の額を施設耐震診断事業年度に交付するものとする。</p> <p>1 市が算定した補助基本額の3分の2以内の額から耐震要綱により交付される補助金額を差し引いた額(当該額が零以下になる場合にあつては交付しない。)</p> <p>2 次に掲げる場合においては、上記1とは別に上乘せ分として、市が算定した補助基本額の6分の1以内の額</p> <p>(1) 市立保育園の既存園舎を活用した移管を受けた者が移管後3年以内に耐震診断を実施する場合</p> <p>(2) 市立児童館の建物を譲り受けた者が譲受後3年以内に耐震診断を実施する場合</p>

償還金利子支払事業	県補助金対象事業で施設整備事業の補助基準額に係る支払利子額の全額とする。
償還金元金支払事業	施設整備事業の補助基準額に係る支払元金額の3分の1以内の額とする。
健康管理事業	市長が定める額とする。

様式第1号(第5条関係)

事業計画書

1 施設の所在地

2 施設の名称

3 事業の実施主体

4 事業の趣旨

5 事業内訳

区 分	A. 対象経費 支出予定額	B. 保育料、寄付 金等その他収入	C. 差引額 (A-B)	D. 基準額	E. 補助所要額 (CとDを比して低い額)	備考
合 計						

様式第2号(第5条関係)

収支予算書(抄本)

収入

(単位：千円)

費目	金額	説明
計		

支出

(単位：千円)

費目	金額	説明
計		

上記抄本は予算書原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

法人名
代表者名

印

様式第3号(第9条関係)

事業報告書

1 施設の所在地

2 施設の名称

3 事業の実施主体

4 事業の趣旨

5 事業内訳

区 分	A. 対象経費 支出額	B. 保育料、寄付 金等その他収入	C. 差引額 (A-B)	D. 基準額	E. 補助所要額 (CとDを比して低い額)	備考
合 計						

様式第4号(第9条関係)

収支決算書(抄本)

収入

(単位：千円)

費目	金額	説明
計		

支出

(単位：千円)

費目	金額	説明
計		

上記抄本は決算書原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

法人名
代表者名

印

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第9条関係)

様式第4号(第9条関係)